

7 入札談合等関与行為防止法

公共入札における談合（独占禁止法違反に該当）に，国又は地方公共団体の職員が関与する，いわゆる官製談合等を防止するための法律として，「入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律」（いわゆる「入札談合等関与行為防止法」）があります（平成 14 年制定:平成 15 年 1 月 6 日施行，平成 18 年改正:平成 19 年 3 月 14 日施行）。

1 行政上の措置（第 3 条）

発注官公庁の職員に入札談合等の関与行為があった場合の公正取引委員会から各省各庁の長等に対する必要な改善措置の要求，当該要求を受けた各省各庁の長等による調査の実施・必要な改善措置の検討，調査結果等の公表等について定めています。

この法律で規制の対象としている発注機関は，国（中央省庁），地方公共団体及び「特定法人」（①国又は地方公共団体が資本金の 2 分の 1 以上出資している法人，②特別の法律により設立された法人のうち，国又は地方公共団体が法律により，常時，発行済株式の総数又は総株主の議決権の 3 分の 1 以上に当たる株式の保有を義務付けられている株式会社）です。

入札談合等関与行為とは（第 2 条第 5 項）

以下の 4 類型です。

- ① 談合の明示的な指示（企業や業界団体に入札談合を行わせること）
- ② 受注者に関する意向の表明（受注予定者を入札前に指名したり，受注希望者の意向を伝えること）
- ③ 発注に係る秘密情報の漏洩（予定価格などの入札に関する情報を特定の者に教えること）
- ④ 談合の幫助（事業者から依頼を受け，談合をやり易くするようにすること）

2 入札等の公正を害した職員に対する処罰（第 8 条）

入札等の公正を害すべき行為を行った職員に対する刑事罰（5 年以下の懲役又は 250 万円以下の罰金）について定めています。この規定は，警察等の捜査機関による犯罪捜査の結果適用されるもので，公正取引委員会がこの規定に基づいて何らかの措置を採ることはありません。

「入札談合等関与行為」（第 2 条第 5 項）は，発注機関の職員が入札談合として独占禁止法に違反（第 3 条又は第 8 条 1 号）する行為に関与するものであることが必要ですが，「職員による入札等の妨害の罪」（第 8 条）は，発注機関の職員に入札等の公正を害すべき行為があれば足り，独占禁止法違反行為の存在を前提としていま

せん。また、「入札等の公正を害すべき行為」の態様は、上記の「入札談合等関与行為」の4類型に限定されていません。

〔過去の入札談合等関与行為事例〕

平成15年1月以降、公正取引委員会において入札談合等関与行為防止法に基づき発注機関の長に対し改善措置を採るよう求めた案件（一部は通知※）は次のとおりです。

NO	発注機関	入札談合等関与行為			OBの関与	外部からの働きかけ
		対象	関与部署	幹部・管理職の関与		
1	岩見沢市（平成15年）	建設工事	発注担当	○	—	—
2	新潟市（平成16年）	建設工事	発注担当	○	—	○
3	日本道路公団（平成17年）	鋼橋上部工工事	発注担当	○	○	○
4	国土交通省（平成19年）	水門設備工事	発注担当	○	○	—
5	防衛施設庁（平成19年※通知）	土木・建築工事	発注担当	○	○	—
6	緑資源機構（平成19年※通知）	林道調査測量設計業務	発注担当	○	—	—
7	札幌市（平成20年）	電気設備工事	発注担当	○	—	—
8	国土交通省（平成21年）	車両管理業務	発注担当	○	○	—
9	防衛省航空自衛隊（平成22年）	什器類	発注担当	○	—	—
10	青森市（平成22年）	土木工事	契約担当	○	—	○
11	茨城県（平成23年）	土木・舗装工事	発注担当	○	—	○
12	国土交通省（平成24年）	土木工事（四国地整局）	発注担当	○	—	○
13	鉄道運輸機構（平成26年）	機械設備工事	発注担当	○	—	—
14	東京都（令和元年）	排水処理施設運転管理	発注担当	—	—	—

※ 当該発注機関が近く解散予定であったこと等を踏まえ、入札談合等関与行為が認められたことの通知のみを行い、改善措置要求を行っていない。

出所：公正取引委員会「入札談合の防止に向けて」（令和元年10月版）

<入札談合等関与行為防止法の概要>

